

総基料第 52 号  
平成 25 年 3 月 29 日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長  
吉良 裕

実際費用方式に基づく平成 25 年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)」(平成 25 年 1 月 29 日諮問第 3052 号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成 25 年 3 月 29 日情郵審第 19 号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 以下の条件に基づき接続料を再算定するとともに、可及的速やかに補正申請を行うこと。
  - ① 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)に関し、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成26年度接続料原価に繰り延べ措置をして接続料を再算定すること。
  - ② 公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて接続料を再算定すること。
- 2 貴社が平成26年度以降の接続料において災害特別損失を接続料原価に算入する場

合には、引き続き接続会計の公表の際に災害特別損失の内訳についても公表するとともに、接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、当該災害特別損失が機能ごとの接続料原価に与える影響に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示することについて検討すること。

- 3 公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、平成25年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第19号)を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表すること。
- 4 平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、関係事業者の開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表すること。
- 5 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うこと。
- 6 接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示することについて検討すること。

以上